

沖縄防衛局からのお知らせ

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の縦覧について」

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第25条第1項及び沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「県条例」という。）第23条第1項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、法第27条及び条例24条の規定に基づく縦覧について、次のとおりお知らせします。

平成24年12月27日

沖縄防衛局長 武田 博史

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
事業者の名称 沖縄防衛局  
代表者の氏名 沖縄防衛局長 武田 博史  
主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
対象事業の名称 普天間飛行場代替施設建設事業  
対象事業の種類 公有水面の埋立て  
飛行場及びその施設の設置  
対象事業の規模 （公有水面の埋立て）  
約160ヘクタール  
（飛行場及びその施設の設置）  
滑走路の長さ 1,200メートル・2本
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
名護市辺野古沿岸域
- 4 関係地域の範囲  
名護市、宜野座村
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間  
縦覧場所  
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9  
沖縄防衛局1階報道室  
沖縄県名護市辺野古134番1号  
沖縄防衛局名護防衛事務所  
沖縄県那覇市泊1丁目4番地の14  
沖縄防衛局那覇防衛事務所

沖縄県名護市大南2丁目9番6号  
大兼久氏店舗102  
沖縄県国頭郡宜野座村惣慶1722の1  
伊芸店舗103

縦覧期間

平成24年12月27日から平成25年1月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年律第178号）に規定する休日を除く。）ただし、平成24年12月29日から平成25年1月3日までの期間を除く

縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで